

うちな一健康経営宣言

株式会社沖伸建設

第 2140 号 令 和 7 年 9 月 18 日 登録 令 和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社員の健康を促進し、継続的に働ける環境づくりに取り組み、個人の活力を高め会社の成長に つながる健康経営に努めます。

取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
- 3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
- 5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
- 6. 運動機会の増進に取り組む